

令和 6 年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針（案）

（介護保険法 115 条の 47 第 1 項関係）

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画【第 9 期】）（令和 6 年度～ 8 年度）（素案）施策・事業をふまえて市が作成したもの
 基本理念：長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか～地域包括ケアシステムの深化・推進～

1 健康長寿へのチャレンジ

- （1）介護予防・日常生活支援総合事業の推進・・・①高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
 （2）地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ・・・①フレイル予防の活動を支援する。
 ②通いの場（サロン）等の開催を支援する。
 ③地域での自立支援の活動にリハビリ専門職の関与を促進する。
 ④健康情報の発信や普及啓発、必要な方への受診勧奨を行う。

2 地域ネットワークの充実

- （1）高齢者よろず相談センターの機能強化・・・①センターの認知度の向上を図る。
 ②職員のスキルアップを行う。
 ③BCP 研修と訓練により、業務継続と安全確保の体制を構築する。
 （2）地域資源との連携強化・・・①地域のネットワークの構築、支援等を行う。
 ○地域ケア会議等を開催し、個人や地域の課題を把握し解決を図る。
 ○第 2 層地域協議体の開催を支援し、地域のネットワークを構築する。
 ○地域資源を把握して生活支援サービスの体制整備を行う。

3 医療・介護連携の推進

- （1）医療・介護連携推進のための支援・・・①医療と介護の連携を深めることにより在宅ケアを推進する。
 ○かかりつけ医療機関を持つことを支援する。
 ○地域における医療機関や薬局と介護関係機関との連携を図る。
 ○在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発をする。

4 認知症支援策の推進

- （1）認知症理解のための普及・啓発・・・①市民への普及啓発と認知症の方本人からの情報発信支援を行う。
 ②認知症サポーターの養成・チームオレンジメンバーの活動支援を行う。
 （2）認知症予防施策の充実・・・①認知症の発症を遅らせる、進行を緩やかにする取組を行う。
 （3）認知症に対する早期対応体制の整備・・・①認知症、早期発見、早期対応のための仕組みづくり。
 ○若年性認知症を含めた相談支援を行う。
 ○認知症初期集中支援事業を推進する。
 ○認知機能低下を把握するための認知機能検査を実施する。

5 孤立死の防止に向けた取組の充実・・・①生活上の不安を抱える高齢者への訪問や見守り体制の強化をする。

6 権利擁護事業の充実・・・①日常生活を支える権利擁護事業の推進

- 権利擁護のための相談支援及び普及啓発をする。
 ○自分らしい人生の締めくくりを迎えるための活動（終活）支援を行う。
 ②高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
 ○高齢者虐待の予防、早期発見のための講話等による普及啓発をする。
 ○高齢者虐待対応マニュアルに基づく相談対応をし、事例を検討する。

7 災害に対する取組の推進・・・①避難行動要支援者制度の周知、地域との連絡強化を図る。

以 上